

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	一六
○土地改良区の定款の変更を認可した件三件	一六
○保安林の指定をする件二件	一七
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	一七
○道路の区域を変更する件二件	一八
○道路の供用を開始する件二件	一八
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件	一九
○都市計画事業を認可した件	一九
○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件二件	一九
○土地区画整理事業の終了について認可した件	一九
○公金の収納の事務を委託した件	一九
公 告	
○医療計画を定めた件	一九
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	一九
○浸水想定区域を指定した件	一九
○福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格を公示する件	一九
福 島 県 教 育 委 員 会	
○福島県指定重要文化財として指定する件	一九
○福島県指定重要無形文化財として指定する件	一九
○福島県指定天然記念物として指定する件	一九
福 島 県 公 安 委 員 会	
○道路交通法により運転免許取得者等教育の認定をした件	一九
○道路交通法により運転免許取得者等検査の認定をした件	一九

○道路交通法による指定講習機関として指定を受けた者から変更の届出があった件	一九
○道路交通法による運転免許取得者等教育の認定を受けた者から変更の届出があった件	一九
○道路交通法による運転免許取得者等検査の認定を受けた者から変更の届出があった件	一九
○道路交通法により運転免許取得者等教育の認定をした件	一九
○道路交通法により運転免許取得者等検査の認定をした件	一九
福 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	
○いかつり漁業について指示する件	一九
正 誤	
○令和五年九月一日付け定例第四百十三号中	一九
○令和六年三月十五日付け定例第四百六十四号中	一九

告 示

福島県告示第二百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年三月二十九日から同年四月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
岡小名ショッピングセンター 福島県いわき市岡小名字岸前五十三の一ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大熊町土地改良区から令和五年十一月二十二日付けで申請のあった定款の変更について、令和六年三月二十一日認可した。

令和六年三月二十九日

福島県告示第二百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、母畑地区土地改良区から令和六年三月十四日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十一日認可した。

令和六年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄
(農村計画課)

福島県告示第二百二十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、館岩土地改良区から令和六年三月七日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十二日認可した。

令和六年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄
(農村計画課)

福島県告示第二百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和六年三月二十九日

一 保安林の所在場所

双葉郡楢葉町大字波倉字原三八六、三八七、字前山一の二から一の五まで、二、字浜田二四の一、二四の二、二五、二六の三から二六の五まで、二六の一〇、二六の一、二七の一、三二の一、三四の一、三七の二、三九の三、字浜畑一の二、二の二、三の二、五、七の一、九の二、一〇の二、一一の二、一二の二、一三、一五の一、一五の二、一八、一九の一、二〇の一、二二の二、二三の一、四四の四、四六の一、四九の二、五一の一、五二、五八の一、五九の二、六〇の二、六二の二、七七の二、七八から八〇まで、字鎌田一の五、二の三、五の二、五の三、六の一、六の三、七の四、九の二、一〇の四、一〇の五、一〇の九、一一、一二、字坊ノ下一二の三、一二の四、一三の三、一四の三、一四の四、字五反田一の二、一の二、一の五、一の六、二の四、二の六、四の二、一三の二、一四の三、一四の四、一五の二、一六の五から一六の八まで、一三三、字橋向四六、字横枕一の二、一〇、一一の三、一二の三、一三の二、一五の一から一五の三まで

二 指定の目的
潮害の防備

福島県知事 内堀雅雄

三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、楡葉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び楡葉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和六年三月二十九日

一 保安林の所在場所

相馬市磯部字古磯部七四の二、七五の二、八二の二、九三の三、一一一の六、一九九の二、二〇〇の三、二〇〇の四、二〇二の二、二〇八の三、二〇八の六、二二九の一、二二九の三、三四六の二、八九七から九〇七まで

二 指定の目的
潮害の防備

三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百

八十九条の規定により当該通知の内容を柳津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和六年三月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
鈴木広美 鈴木廣美 鈴木貞造 鈴木蝶治 鈴木堅次 鈴木喜代美 増井武彦 増井眞介 鈴木喜一郎 長谷川新次郎 増井彦松 一ノ瀬平次 一ノ瀬清次郎 新井田丑太郎 新井田春吉 齋藤吉次 齋藤吉太郎 佐藤留藏 目黒栄次 田崎茂 鈴木新三郎 一ノ瀬初太郎 田崎賀平 斎藤修 鈴木ハル 一ノ瀬利雄 菊地庄一 五十嵐 豊

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（令和六年福島県告示第百三十六号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 計画課及び福島県南建設事務所で令和六年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供す る。

令和六年三月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二九四号	白河市与惣小屋一・二番 一地从先から	変更前 A	一〇・〇〇 四七・二二	六、二五五・〇
	同 市弥次郎窪四二番 一六地先まで 白河市東小丸山七七番 二地先から 同 市横町六番地先ま	変更後 B	一四・六〇 一六三・〇〇	二、一七一・〇

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	白河市与惣小屋一八番 一地从先から	変更後 C	一六・〇〇 二五・〇〇	六二〇・〇
	同 市東小丸山八九番 二地先まで 白河市横町六番地先か 同 市弥次郎窪四二番 一六地先まで	変更前 D	一五・三〇 七五・〇〇	二、一八八・一
	白河市与惣小屋一八番 一地从先から	変更後 A	一〇・〇〇 四一・一〇	二、四五四・二
	同 市弥次郎窪四二番 一六地先まで 白河市東小丸山七七番 二地先から 同 市横町六番地先ま で	変更前 B	一四・六〇 二六三・〇〇	二、一七一・〇
	白河市与惣小屋一八番 一地从先から	変更後 C	一六・〇〇 二五・〇〇	六二〇・〇
	同 市東小丸山八九番 二地先まで 白河市横町六番地先か 同 市弥次郎窪四二番 一六地先まで	変更前 D	一五・三〇 五二・五〇	二、一八八・一

（道路計画課）

福島県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道につい て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 課及び福島県喜多方建設事務所で令和六年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。 令和六年三月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

県道上郷 下野尻線	耶麻郡西会津町新郷大字豊洲字寺前一一五五番一地从先から 同 郡同 町新郷大字豊洲字天王前一〇五九番一地从先まで	変更前	A 九・六 六二・六	三六〇・〇
	耶麻郡西会津町新郷大字豊洲字寺前一一五五番一地从先から 同 郡同 町新郷大字豊洲字天王前一〇五九番一地从先まで	変更後	A 九・六 一七・五	三六〇・〇
	耶麻郡西会津町新郷大字豊洲字寺前一一五六番二地从先から 同 郡同 町新郷大字豊洲字天王前一〇五九番一地从先まで	B	九・九 四六・九	三六七・七

(道路計画課)

福島県告示第二百三十五号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和六年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和六年三月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道丸森梁川線	伊達市梁川町山舟生字高倉一四番一地从先から 同 市梁川町山舟生字高倉六三番一地从先まで	令和六年三月二十九日

(道路計画課)

福島県告示第二百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和六年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和六年三月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道上郷下野尻線	耶麻郡西会津町新郷大字豊洲字寺前一一五六番三地从先から 同 郡同 町新郷大字豊洲字天王前一〇五九番一地从先まで	令和六年三月二十九日

(道路計画課)

福島県告示第二百三十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
 令和六年三月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 土砂災害警戒区域

区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
かねみつ沢	双葉郡浪江町大字小丸字赤下	土石流	次の図のとおり
小丸	同 郡同 町大字小丸字赤下	土石流	
高瀬川	同 郡同 町大字室原字境沢	土石流	
金ヶ倉	同 郡同 町大字室原字金ヶ森	土石流	
堰守沢	同 郡同 町大字室原字仲沢	土石流	
後沢	同 郡同 町大字津島字大柵	土石流	

下田	貝谷	矢大臣川	矢大臣4	川除	井堀川	井堀前	柏木平	日向	亀ヶ崎	小丸	谷津	東館	寺田	小出谷	鳥見	田ノ入	前沢
同 市都路町岩井沢字下田	同 市滝根町広瀬字貝谷	同 市滝根町広瀬字矢大臣	同 市滝根町広瀬字矢大臣	同 市滝根町広瀬字川除	同 市船引町堀越字高森	同 市船引町堀越字高森	田村市船引町春山字柏木平	須賀川市志茂字日向	同 郡広野町大字折木字亀ヶ崎	平 同 郡同 町大字井手字くぬぎ	同 郡同 町大字津島字仲野作	同 郡同 町大字津島字東館	同 郡同 町大字津島字寺田	同 郡同 町大字室原字小伝屋	同 郡同 町大字南津島字鳥見	同 郡同 町大字南津島字田ノ入	同 郡同 町大字南津島字前沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	地滑り	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流

堰守沢	金ヶ倉	高瀬川	小丸	かねみつ沢	区域名	区	域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
同 郡同 町大字室原字仲沢	同 郡同 町大字室原字金ヶ森	同 郡同 町大字室原字境沢	同 郡同 町大字小丸字赤下	双葉郡浪江町大字小丸字赤下					
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流					

譲屋	川隅	馬場	広町	久ノ浜沢	沢1	久之浜町賤	塚ノ町	田中内	狩亦	寺下2号
同 市上三宮町三谷字諏訪前	喜多方市山都町木幡字西向甲	同 市平下高久字馬場	同 市平南白土字広町	山 同 市久之浜町久之浜字上ノ	同 市久之浜町久之浜字中浜	同 市平谷川瀬字塚ノ町	同 市平谷川瀬字田中内	同 市平谷川瀬字田中内	いわき市小名浜下神白字狩亦	同 市都路町古道字寺下
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

久之浜町賤	塚ノ町	田中内	狩亦	寺下2号	下田	貝谷	矢大臣川	川除	井堀前	日向	亀ヶ崎	谷津	東館	寺田	小出谷	鳥見	田ノ入	後沢
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
市久之浜町久之浜字中浜	市平谷川瀬字塚ノ町	市平谷川瀬字田中内	いわき市小名浜下神白字狩亦	市都路町古道字寺下	市都路町岩井沢字下田	市滝根町広瀬字貝谷	市滝根町広瀬字矢大臣	市滝根町広瀬字川除	田村市船引町堀越字高森	須賀川市志茂字日向	同郡広野町大字折木字亀ヶ崎	同郡同町大字津島字仲野作	同郡同町大字津島字東館	同郡同町大字津島字寺田	同郡同町大字室原字小伝屋	同郡同町大字南津島字鳥見	同郡同町大字南津島字田ノ入	同郡同町大字津島字大柵
土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流

久ノ浜沢	山	土石流
市久之浜町久之浜字上ノ		
同		
市平南白土字広町		
同		
市平下高久字馬場		
同		
喜多方市山都町木幡字西向甲		
同		
市上三宮町三谷字諏訪前		
同		
急傾斜地の崩壊		

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂 防 課）

福島県告示第百三十八号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。
 令和六年三月二十九日

一 施行者の名称 福島市
 二 都市計画事業の種類及び名称 県北都市計画道路事業 三・四・百二十六号 北沢又丸子線
 三 事業施行期間 令和六年四月一日から令和十三年三月三十一日まで
 四 事業地 収用の部分 福島市北沢又字八計、字下八計並びに南沢又字下番匠田、字東谷地地内
 使用の部分 なし
 （まちづくり推進課）

福島県告示第百三十九号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
 令和六年三月二十九日

一 施行者の名称 福家産業・一条工務店平幕ノ内宅地開発共同企業体
 二 都市計画事業の種類及び名称 福島県知事 内堀雅雄

- 一 わき都市計画一団地の住宅施設事業 平幕ノ内一団地の住宅施設
- 二 事業認可の年月日 平成二十九年七月十四日
- 三 事業施行期間 平成二十九年七月十四日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地 変更なし

(まちづくり推進課)

福島県告示第二百四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和六年三月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 しんとく建設工業株式会社
- 二 都市計画事業の種類及び名称
- 三 いわき都市計画一団地の住宅施設事業 好間町上好間一団地の住宅施設
- 四 事業認可の年月日 平成二十九年十一月十四日
- 五 事業施行期間 平成二十九年十一月十四日から令和九年三月三十一日まで
- 六 事業地 変更なし

(まちづくり推進課)

福島県告示第二百四十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十三条第一項の規定により、土地区画整理事業の終了について、次のとおり認可した。

令和六年三月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 土地区画整理事業の名称 喜多方市御清水地区沿道整備街路事業
- 二 施行者の名称 喜多方市
- 三 事業施行期間 平成二十七年九月十八日から令和六年三月三十一日まで
- 四 施行地区 喜多方市字御清水及び字御清水東の各一部の区域
- 五 施行認可の年月日 平成二十七年九月十八日
- 六 終了の認可の年月日 令和六年三月二十九日

(まちづくり推進課)

福島県告示第二百四十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和六年三月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
- 納入通知書によるキャッシュレス決済等収納代行業務

2 受託者の名称及び所在地

株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号

3 収納事務委託年月日

令和六年三月一日

4 収納の事務を委託する期間

令和六年三月一日から令和九年三月三十一日まで

2-1 委託した事務の範囲及び内容

納入通知書によるキャッシュレス決済等収納代行業務

2 受託者の名称及び所在地

LINE Pay株式会社 東京都品川区西品川一丁目一番一号

PayPay株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目二番二号

株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町二丁目十一番一号

株式会社みずほ銀行 東京都千代田区大手町一丁目五番五号

KDDI株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目十番十号

楽天ペイメント株式会社 東京都港区港南二丁目十六番五号

3 収納事務委託年月日

令和六年三月一日

4 収納の事務を委託する期間

令和六年三月一日から令和七年三月三十一日まで

3-1 委託した事務の範囲及び内容

納入通知書によるキャッシュレス決済等収納代行業務

2 受託者の名称及び所在地

株式会社セブンイレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町八番地八

株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目十一番二号

株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦三丁目一番二十一号

山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町三丁目十番一号

ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

株式会社ポプラ 福島県福島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一

株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目八番二十七号

3 収納事務委託年月日

令和六年三月一日

4 収納の事務を委託する期間

令和六年三月一日から令和六年三月三十一日まで

(出納総務課)

公 告

公告第五十八号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項の規定により、医療計画を定めたので、これを福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課、県内の各保健福祉事務所及びいわき地方振興局に備え置いて縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄
(地域医療課)

公告第五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があつた。

令和六年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
矢吹原土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 小磯 日出夫

同 安藤 政則

同 阿部 正

同 齊藤 常治

同 鈴木 哲男

同 佐藤 征男

同 佐藤 幸一郎

同 矢吹 盛

同 蛭田 泰昭

同 木賊 正男

同 大木 義正

同 菊地 次雄

同 佐藤 信雄

就任した役員

役別 氏名

理事 小磯 日出夫

同 安藤 政則

同 丹治 正紀

同 齊藤 常治

同 鈴木 哲男

同 須釜 和也

同 佐藤 幸一郎

住所

白河市大信下新城字下原六番地一

同 西白河郡泉崎村大字泉崎字愛宕山二五番地

同 郡矢吹町東郷九〇番地

同 郡同 町東長峰二一八番地

同 郡同 町神田西二二番地二

同 岩瀬郡鏡石町豊郷中二〇八番地

同 郡同 町桜岡八八番地

同 須賀川市前田川字広町一一一番地四

同 西白河郡矢吹町寺内西一八五番地

同 岩瀬郡鏡石町高久田五〇番地

同 西白河郡矢吹町上宮崎七一五番地

同 岩瀬郡鏡石町久来石三〇五番地

同 須賀川市花岡二八番地三

住所

白河市大信下新城字下原六番地一

同 西白河郡泉崎村大字泉崎字愛宕山二五番地

同 郡矢吹町弥栄一五〇番地

同 郡同 町東長峰二一八番地

同 郡同 町神田西二二番地二

同 岩瀬郡鏡石町中央三番地

同 郡同 町桜岡八八番地

同 坂口 昇

同 蛭田 泰昭

同 木賊 正男

同 白岩 富男

同 大木 義正

同 菊地 次雄

須賀川市前田川字広町六三番地

同 西白河郡矢吹町寺内西一八五番地

同 岩瀬郡鏡石町高久田五〇番地

同 西白河郡泉崎村大字踏瀬字踏瀬三番地

同 郡矢吹町上宮崎七一五番地

同 岩瀬郡鏡石町久来石三〇五番地

(農村計画課)

公告第六十号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、米川、須川、摺上川、立田川及び小国川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県北建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和六年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄
(河川整備課)

公告第六十一号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）第二百七十四条の二第四項の規定により、令和六年度において福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を次のとおり公示する。

なお、福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（令和五年福島県告示第五百五十号）に基づいて入札参加資格を有すると認定されている者は、この公告による当該資格の審査の申請は要しない。

令和六年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

第一 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項及び第六百六十七條の十一第二項に規定する資格（以下単に「資格」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 法令の規定により営業に關し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされ
- 二 資格の審査の申請時において、これを受けている者であること。
- 三 資格の審査の申請時において、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。

提出先	郵便番号及び住所	電話番号
福島県出納局入札用度課	九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番一六号	〇二四―五二二―七四一三
福島県中地方振興局出納室	九六三―八五四〇 福島県郡山市麓山二丁目一番一号	〇二四―九三五一―一四七八
福島県南地方振興局出納室	九六一―〇九七一 福島県白河市昭和町二六九番地	〇二四八―一三三一―一六五四
福島県会津地方振興局出納室	九六五―八五〇一 福島県会津若松市追手町七番五号	〇二四二―二九一―五四七二
福島県南会津地方振興局出納室	九六七―〇〇〇四 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲四二七七番地一	〇二四一―一六二一―五三五四

- 四 資格の審査の申請をする日の属する営業年度の前営業年度において、業としての物品の販売又は修繕の実績のある者であること。
- 第二 資格及びその有効期間
 - 資格は、申請書及びその添付書類により審査の上知事が認定するものとし、当該資格の有効期間は、資格が認定された日から令和八年三月三十一日までとする。
- 第三 資格の喪失
 - 資格の認定を受けた者は、第一の第一号に該当しなくなったときは、当該資格を失うものとする。
- 第四 資格の審査の申請方法
 - 資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書に財務諸表その他知事が別に定める書類を添えて提出する方法又は知事が別に定める電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により、知事に当該資格の審査に係る申請をしなければならない。
- 第五 資格の審査の申請時期
 - 福島県の休日を除き、随時に受け付ける。
- 第六 申請書の提出先
 - 資格の審査の申請書等は、次の表に掲げる提出先のうち最寄りの提出先（県内に営業所等のない者にあつては、福島県出納局入札用度課）に提出すること。

福島県相双地方振興局出納室	九七五―〇〇三一 福島県南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	〇二四四―二六一―一三〇三
福島県いわき地方振興局出納室	九七〇―八〇二六 福島県いわき市平字梅本一五番地	〇二四六―二四一―六〇四三

- 第七 変更の届出
 - 資格の審査又は認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その内容を知事が別に定める用紙の提出又は知事が別に定める電子情報処理組織の使用により知事に届け出なければならない。
 - 一 商号又は名称
 - 二 代表者の職氏名
 - 三 住所又は主たる事務所の所在地
 - 四 その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項
- 第八 この公告に関する問合せ先
 - 福島県出納局入札用度課

（入札用度課）

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第二号

福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第四条第一項の規定により、福島県指定重要文化財として、次のとおり指定する。

令和六年三月二十九日

福島県教育委員会

一 歴史資料の部		二 彫刻の部	
名称	員数	名称	員数
紙本著色磐城七浜捕鯨絵巻	二巻	いわき市	一
		いわき市平字梅本二一番地	一
		いわき市平字堂根町四番地の四（いわき市立美術館）	一
木造葉師如来坐	一躯	河沼郡会津坂下町大字	一
		同上（葉土寺葉師堂）	一

三 考古資料の部

像
薬王寺
○番地
船杉字大道上乙二一七

名 称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
荒田目糸里遺跡 出土品	一九 〇三 点	いわき市	いわき市平字梅本二二 番地	いわき市常磐藤原町 手這五〇番地の一(い わき市考古資料館、 いわき市立出土遺物 整理収蔵施設) いわき市常磐藤原町 斑堂一二六番地の三 二(斑堂収蔵庫)

(文化財課)

福島県教育委員会告示第三号

福島県文化財保護条例(昭和四十五年福島県条例第四十三号)第十四条第一項の規定により、福島県指定重要無形文化財として、次のとおり指定する。

令和六年三月二十九日

福島県教育委員会

重要無形文化財(工芸技術)の部

文化財の名称	保持団体の名称	保持団体の所在地
会津塗	会津塗技術保存会	会津若松市大町二丁目七番三号(会津漆器協 同組合)

(文化財課)

福島県教育委員会告示第四号

福島県文化財保護条例(昭和四十五年福島県条例第四十三号)第二十四条第一項の規定により、福島県指定天然記念物として、次のとおり指定する。

令和六年三月二十九日

福島県教育委員会

史跡名勝天然記念物(天然記念物)の部

史跡名勝天然記念物(天然記念物)の部

名 称

武隈神社のオハ
ツキイチョウ

所有者

宗教法人
武隈神社

所有者の住所

須賀川市杵衝字
宮本一五四番地

所在の場所及び面積

岩瀬郡天栄村大字大里字宮下六八
番地(武隈神社)
右記番地面積九五三・〇平方メー
トル

(文化財課)

福島県公安委員会

福島県公安委員会告示第11号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者等教育の認定をした。

令和6年3月29日

福島県公安委員会委員長 山本 真一

- 1 運転免許取得者等教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等教育の業務を行う施設の名称及び所在地
 名称 株式会社北部日本自動車学校
 住所 福島県伊達市原島95番地
 代表者の氏名 野田 拓男
 施設の名称 東亜自動車学校
 施設の所在地 福島県福島市松川町浅川字御荷ヶ沢5番地
- 2 認定をした運転免許取得者等教育の課程の区分及び名称
 運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）
- 3 認定年月日
 令和6年2月6日

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第12号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、運転免許取得者等検査の認定をした。

令和6年3月29日

福島県公安委員会委員長 山本 真一

- 1 運転免許取得者等検査の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等検査の業務を行う施設の名称及び所在地
 名称 株式会社北部日本自動車学校
 住所 福島県伊達市原島95番地
 代表者の氏名 野田 拓男
 施設の名称 東亜自動車学校
 施設の所在地 福島県福島市松川町浅川字御荷ヶ沢5番地
- 2 認定をした運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称
 - (1) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）
 - (2) 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）
- 3 認定年月日
 令和6年2月6日

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第24号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定を受けた指定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

令和6年3月29日

福島県公安委員会委員長 山本 真一

届出に係る指定講習機関として指定を受けた者の氏名又は名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変 更 前	変 更 後
株式会社富久山 自動車教習所	代表者の氏名	鬼生田 顕英	筒井 祐智

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第25号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定を受けた運転免許取得者等教育を行う者から、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平

成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

令和6年3月29日

福島県公安委員会委員長 山本真一

届出に係る運転免許取得者等教育の認定を受けた者の氏名又は名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変 更 前	変 更 後
株式会社富久山 自動車教習所	代表者の氏名	鬼生田 顕英	筒井 祐智

(運転免許課)

福島県公安委員会告示第26号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の3第1項の規定により認定を受けた運転免許取得者等検査を行う者から、運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第8号)第8条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

令和6年3月29日

福島県公安委員会委員長 山本真一

届出に係る運転免許取得者等検査の認定を受けた者の名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変 更 前	変 更 後
株式会社富久山 自動車教習所	代表者の氏名	鬼生田 顕英	筒井 祐智

(運転免許課)

福島県公安委員会告示第148号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者等教育の認定をした。

令和6年3月29日

福島県公安委員会委員長 山本真一

- 1 運転免許取得者等教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等教育の業務を行う施設の名称及び所在地

名称	住所	代表者の氏名	施設の名称	施設の所在地
有限会社吾妻 自動車教習所	福島県福島市下野 寺字遠原36番地の 5	紺野 久幸	吾妻自動車 教習所	福島県福島市下野 寺字遠原36番地の 5
株式会社平中 中央自動車学校	福島県いわき市内 郷小島町天ノ田15 番地の2	鈴木 勝夫	平中央自動 車学校	福島県いわき市内 郷小島町天ノ田15 番地
吉源木材株式 会社	福島県いわき市常 磐関船町字杭田3 番地	吉野 弘美	湯本自動車 学校	福島県いわき市常 磐水野谷町千代鶴 1番地2

- 2 認定をした運転免許取得者等教育の課程の区分及び名称

- (1) 吾妻自動車教習所

運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育(高齢者講習同等)

- (2) 平中央自動車学校

規則第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育(高齢者講習同等)

- (3) 湯本自動車学校
 ア 規則第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）
 イ 規則第1条第6号に掲げる課程 運転免許取得者等教育（更新時講習同等）
- 3 認定年月日
 令和5年12月26日

(運転免許課)

福島県公安委員会告示第149号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、運転免許取得者等検査の認定をした。

令和6年3月29日

福島県公安委員会委員長 山本真一

- 1 運転免許取得者等検査の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等検査の業務を行う施設の名称及び所在地

名称	住所	代表者の氏名	施設の名称	施設の所在地
有限会社吾妻自動車教習所	福島県福島市下野寺字遠原36番地の5	紺野 久幸	吾妻自動車教習所	福島県福島市下野寺字遠原36番地の5
株式会社平中央自動車学校	福島県いわき市内郷小島町天ノ田15番地の2	鈴木 勝夫	平中央自動車学校	福島県いわき市内郷小島町天ノ田15番地
吉源木材株式会社	福島県いわき市常磐関船町字杭田3番地	吉野 弘美	湯本自動車学校	福島県いわき市常磐水野谷町千代鶴1番地2

- 2 認定をした運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称

- (1) 吾妻自動車教習所
 ア 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）
 イ 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）
- (2) 平中央自動車学校
 ア 規則第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）
 イ 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）
- (3) 湯本自動車学校
 ア 規則第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）
 イ 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）
- 3 認定年月日
 令和5年12月26日

(運転免許課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第三号

福島県の地先海面におけるいかつり漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和六年三月二十九日

福島海区漁業調整委員会

会長 今野 智光

一 操業の承認

いかつり漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、手釣又は竿釣に使用する総トン数五トン未満の船舶については、この限りでない。

二 承認の対象漁船

いかつり漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数三十トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、令和六年六月一日から令和七年一月三十一日までとする。

四 制限又は条件

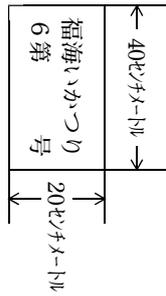
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台から正東の線以北の水深四十五メートル以浅の福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委

員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○令和五年九月一日付定例第四百十三号中

四二二	上	後ろから二二	資格等を定める	資格を公示する
-----	---	--------	---------	---------

○令和六年三月十五日付定例第四百六十四号中

一五〇	上	後ろから二二	福島県会計年度任用職員任用等管理規程	会計年度任用職員任用等管理規程
-----	---	--------	--------------------	-----------------